

第1回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時：平成29年5月12日(金) 10:00～

場 所：ホテルルビノ京都堀川 2階 「松」

会議次第

1 開会

2 説明事項

(1) 前回委員会の概要について

(2) 京都府のいじめ調査について

3 その他

4 閉会

説明 1

平成28年度第4回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成29年2月22日(水) 午後2時00分から同4時00分
- 2 場 所 京都ガーデンパレス「桜」
- 3 出席者 【委員】7名
【府教委】教育企画監、学校教育課長 他
【傍聴者】なし
- 4 概 要
(事務局からの説明事項)
 - (1) 前回委員会の概要
 - (2) 京都府いじめ調査の結果について
 - (3) 文部科学省いじめ防止対策協議会について
 - (4) 平成29年度当初予算(案)について

<主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

京都府いじめ調査の結果について

- 高校について、認知・解消件数は全日制、定時制、通信制に分かれているが、母数としての対象児童生徒数も区分しておいた方が課題が見えやすい。特に、定時制は背景に困難を抱えていたり中退する生徒も多いのではないかと。
- 母数からすると定時制の認知件数の割合は高い。

- 未調査者のうち、フリースクール等の学校以外の施設に通所している児童生徒が多いが、京都府の認定フリースクールに通っているのか。
- 府の認定フリースクールに通っている者は少ない。

- 未調査者のうち、「保護者とは接触できるが、本人に会えない」や「調査に応じない」ものは、虐待等家庭での深刻な課題やリスクはないのか。
- こういった理由は一番危険な事象につながる可能性があるため、局を通じて市町の教育委員会に確認をとっている。本人がいることは確認できるが会えない状況にあるようなもので、今のところ、特に重大な事象につながるものがあるとの報告は受けていないが、引き続き、丁寧に見ていきたい。

- 未調査者は、中学校は学年が上がるごとに増加し、逆に高校は、休学や中退により把握できなくなる状況があるのか。
- 中学校は学年が上がるにつれて不登校傾向の生徒が増える傾向にあり、高校は入学した時点で進路がマッチせず進路変更の手続きに入る場合も多いことが要因にある。

文部科学省いじめ防止対策協議会について

- 文部科学省の「いじめ防止等に関する基本的な方針」の改訂案において、解消の定義として、期間の概念（※）が取り入れられることにかかわって、京都府の3段階方式の調査にどのように反映させるかについて、課題を提起した。
 - ※ 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安）継続していること。
- 各委員からは概ね下記のような意見が出された。
 - ・ 1段階は、従来どおりできるだけ細かく法の趣旨に則った形で把握した上で、一見軽微で解消したように見えるけれども、何が潜んでいるのかわからない可能性もあることを踏まえ、1段階として把握した事象から3ヶ月は組織的に見守ることが必要ではないか。
 - ・ その結果、解消率は下がることになるが、未解消となったものについて、今までの3段階方式の調査における捉え方を活かしながら文言を整理し、教員の負担にも配慮した仕組みを考える方向で検討することが良いのではないか。

平成29年度当初予算（案）について

- 予算も大切だが、学校における「府いじめ防止基本方針」の周知度合いや各学校の基本方針を年度ごとに見直しているのかといったことについての啓発、アンケート、研修や会議等での伝達を工夫していただけるとありがたい。
- 学校をプラットフォームとした組織的対応という点で、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーが関与するよう啓発することが必要である。
- 他府県の事例で、ネットに中学生の暴行の様子がアップされて問題になった事件が報道されていたが、インタビューで、その校長がこれは継続してないからいじめではないと言っていた。京都ではそういうことはないと思うが、現場にはなかなか伝わるのが難しいなとも感じたので、色んな形で、学校に啓発することが必要である。
- いじめ調査の結果にかかわって、例えば、市町村によって第2段階のレベルが全然違うこと等について、集まって議論するような機会はあるのか。
- 各教育局の生徒指導担当指導主事が集まる会議等で、結果の状態を情報共有し、改善や確認を依頼し、局を通じて市町村にも指導したり、調査を実際に行っている各学校の生徒指導主任が全員集まる会議で、いじめの捉え方、考え方、調査結果を踏まえた取組の方向性を伝えている。

京都府いじめ調査について（「解消の定義」の適用）

1 いじめ解消の定義

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日））に新たに加わったいじめ解消の定義は、次のとおり

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 平成28年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査票の変更
「いじめの現在の状況」に係る記入様式

【変更前】

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
区分	解消しているもの	<u>一定の解消が図られたが、継続支援中</u>	解消に向けて取組中	その他	計

【変更後】

	(1)	(2)	(3)	(4)
区分	解消しているもの(日常的に <u>観察継続中</u>)	解消に向けて取組中	その他	計

※ 下線部が変更箇所

3 京都府いじめ調査におけるいじめの定義

1段階	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
2段階	1段階の中で教職員が組織的・継続的に指導や経過観察の必要があると判断したもの。学校として生徒指導体制を構築して学年、学校等のレベルで対応策を講じ、継続的に解消に向けた取組を進めたり経過観察をしたりするなどの必要がある(あった)ものとする。 (例) ① 1段階の中で未解消の状態のもの(解消したように見えていても引き続き経過観察が必要なものを含む。) ② 学校を欠席している状態が継続するなど、3段階に至る恐れのあるもの
3段階	○ 生命、心身又は財産に重大な被害 ○ 相当の期間(30日を目安)学校を欠席

※ 調査時期等

	通知	学校での調査実施時期	調査対象期間
第1回	5月下旬	6月中旬～7月	1学期間(4月～7月)
第2回		11月中旬～12月	2学期間(8月～12月)

4 府のいじめ調査見直しの方向性

(1) 国の基本方針を踏まえた京都府のいじめ認知方法

		いじめに係る行為		
		止んでいない	止んでいる	
			3ヶ月未満	3ヶ月超
被害児童生徒の 心身の苦痛の	ある	A	B	
	ない	/	C	D

A - 要指導
 B - 要支援
 C - 見守り
 D - 解消

(2) 府いじめ調査の見直し案(2つのパターン)

① パターン1 - 「2段階」を残す場合

		【1段階】		【2段階】	
認知件数	1000	未解消	見守り 970	☆いじめに係る行為が止んでいる ☆被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない ★いじめに係る行為が止んでから相当の期間が経過していない状態	要支援 10
			要支援 10	☆いじめに係る行為が止んでいるが ☆被害児童生徒が心身の苦痛を感じている	
			要指導 10	★いじめに係る行為が止んでいない状態	要指導 10
		解消	10	☆いじめに係る行為が止んでいる ☆被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない ☆相当の期間が経過している状態	
(解消率: 1%)					

② パターン2 - 「2段階」をなくす場合

認知件数	1000	未解消	見守り 970	☆いじめに係る行為が止んでいる ☆被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない ★いじめに係る行為が止んでから相当の期間が経過していない状態	重大事態
			要支援 10	☆いじめに係る行為が止んでいるが ☆被害児童生徒が心身の苦痛を感じている	
			要指導 10	★いじめに係る行為が止んでいない状態	
		解消	10	☆いじめに係る行為が止んでいる ☆被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない ☆相当の期間が経過している状態	
(解消率: 1%)					

京都府いじめ調査の年間の流れ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
--	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

第1回いじめ調査	調査										1回目追跡調査(面談等)				報告	
											報告				解消	
											未解消				見守り 要支援 要指導	

第2回いじめ調査

第2回いじめ調査	調査										2回目追跡調査(面談等)				報告	
											解消				見守り 要支援 要指導	
											未解消				見守り 要支援 要指導	

問題行動等調査

年間集計